

# 令和8年度 償却資産（固定資産税）申告の手引き

**提出期限 令和8年2月2日（月）**

## （目次）

I	償却資産（固定資産税）のあらまし	
1.	固定資産税の償却資産とは	2
2.	償却資産の範囲	2
3.	償却資産の種類	3
II	償却資産の申告について	
1.	申告時の注意点	4
III	課税標準の特例と非課税	
1.	課税標準の特例が適用される償却資産	5
2.	非課税となる償却資産	5
IV	償却資産申告書等の記入例	
1.	償却資産申告書	6
2.	種類別明細書	7
◇	eLTAXによる電子申告	8

※申告していただく方は、令和8年1月1日現在、士別市内に事業用償却資産を所有する法人または個人の方です。

※申告書を郵送で提出される方で、控用について返送を希望される場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

※資産の増減がない場合、該当する資産がない場合、休業・廃業した場合、転出などにより資産が士別市内に所在しなくなった場合も、申告書を提出してください。

提出先 及び 問い合わせ先	●士別市役所 税務課資産税係 〒095-8686 士別市東6条4丁目1番地 電話 0165-26-7723（直通） ●朝日支所 地域生活課 ●上士別・多寄・温根別出張所
---------------------	--

**士別市**

# I 償却資産（固定資産税）のあらまし

## 1. 固定資産税の償却資産とは

法人や個人で、工場や商店、飲食店、美容室、駐車場、賃貸アパート等を経営している方が、その事業の用に供する構築物・機械・器具・備品等の固定資産を償却資産といいます。

## 2. 償却資産の範囲

### ア) 申告の対象となる資産

1月1日現在所有する次の事業用の有形減価償却資産で、士別市内に所在するものです。

- ①税務会計上、減価償却の対象となるべき資産
- ②取得価額が10万円以上かつ耐用年数が2年以上の資産で減価償却するもの
- ③取得価額が10万円未満又は耐用年数が1年未満の資産であっても、個別に減価償却資産として計上するもの
- ④取得価額が30万円未満の資産で、租税特別措置法の規定による中小企業者等の少額減価償却資産の特例を適用したもの
- ⑤償却済資産（税務会計上、減価償却を終えて備忘価額のみ帳簿上計上されている資産）
- ⑥簿外資産（寄贈によるものなど、帳簿上計上していない資産）
- ⑦遊休資産・未稼働資産（一時的に休止しているが、いつでも使用できる状態にある資産）
- ⑧建設仮勘定で経理している資産のうち、1月1日現在、事業の用に供している資産
- ⑨賃借人（テナント等）が取り付けた家屋の内部造作及び各種設備
- ⑩道路運送車両法の規定により大型特殊自動車とされるもの
- ⑪国税（所得税・法人税）上、「資本的支出・改良費」として資産計上したもの（改良を加えた資産本体とは別の、新たな資産の取得として申告）
- ⑫リース資産（資産の所有者が他の者に貸し付けて事業の用に供されているもの）
- ⑬割賦買入資産（割賦金が完済していない場合でも、既に事業の用に供されているもの）
- ⑭従業員の福利厚生の用に供する資産
- ⑮清算中の法人が清算事務のために使用しているもの

※注 赤字のため減価償却していないものや、法人税等を課されない団体等が所有する資産も申告の対象となります

### イ) 申告の対象とならない資産

- ①自動車税、軽自動車税の課税対象となる自動車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車・原動機付自転車
- ②生物（ただし、観賞用等に使用する場合は申告の対象です。）
- ③無形減価償却資産（特許権、商標権、コンピューターソフトウェアなど）、電話加入権
- ④繰延資産（開業費等）
- ⑤美術品（ただし、時の経過によりその価値が減少することが明らかなものや取得価額が1点100万円未満のものは申告の対象です。）
- ⑥棚卸資産（貯蔵品・商品等）
- ⑦耐用年数が1年未満のもの
- ⑧取得価額が10万円未満又は耐用年数が1年未満の資産で一時に損金又は必要経費に算入したもの

⑨取得価額が20万円未満の資産で、税務会計上3年間で一括償却しているもの（ただし、租税特別措置法の規定により、中小企業者等の方が30万円未満の全額損金算入特例を適用したもののについては、申告の対象です。）

⑩平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース（売買扱いとするファイナンスリース）資産で、その所有者（貸主）が取得した際の取得価額が20万円未満のもの

### 3. 償却資産の種類

固定資産税の課税客体となる償却資産の種類は、「1構築物」、「2機械及び装置」、「3船舶」、「4航空機」、「5車両及び運搬具」、「6工具、器具及び備品」に分類されます。

税務会計上の減価償却資産の区分と比較すると、次表に示すとおり資産の取り扱いに相違点がありますので、償却資産の申告の際にはご注意ください。

おもな償却資産の種類と具体例（税務会計上の取扱との相違点）

資産の種類		主な償却資産の例	税務会計上の減価償却資産	固定資産税上の償却資産
1構築物	建物	賃貸用住宅、事務所、倉庫（土地に定着しているもの）など	○	×
	建物付属設備	家屋の所有者以外の者が事業のために施工した造作など	○	○
	構築物	電気設備、衛生設備、空調設備、防災設備、受変電設備、自家発電設備、工場の動力配線など	○	△（注1）
	機械及び装置	広告塔、門、塀、舗装、煙突、緑化施設、ビニールハウス、融雪槽、カーポートなど	○	○
2	機械及び装置	各種加工・製造・工作機械、機械式駐車場設備（ターンテーブルを含む）、大型特殊自動車のうち建設機械に該当するもの（パワーショベルなど）、クレーン、コンベヤーなど	○	○
3	船舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船など	○	○
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど	○	○
5	車両及び運搬具	特殊自動車、自動車、軽自動車、動力運搬車、貨車など	○	△（注2）
6	工具・器具及び備品	測定工具、検査工具、草刈機、机、いす、パソコン、ルームエアコン、コピー機、金庫、冷蔵庫、陳列ケース、自動販売機、医療機器、娛樂機器、理容・美容器具など	○	○

（注1）・・・家屋からは独立した機械装置としての性格の強いもの（受変電設備、自家発電設備等）、家屋自体の効用を高めない特定の生産又は業務用設備（工場の動力配線等）、施工者と家屋所有者が同一でない内装や建物付属設備は償却資産の申告が必要です。

（注2）・・・自動車税、軽自動車税の課税客体であるもの及びこれらに属するカーステレオ、カーナビゲーション等は申告が不要です。それ以外のものは申告が必要です。

## II 償却資産の申告について

### 1. 申告時の注意点

- ア) 割賦販売で購入した資産は、原則としてその資産の総額（附帯費用を含む）を買主が申告してください。
- イ) リース資産は、その資産の総額（附帯費用を含む）を次のとおり申告してください。
  - ①リース期間終了後、借主の所有物となるものは、借主が申告する。
  - ②リース期間終了後、貸主（リース会社等）に返還されるものは貸主が申告する。
- ウ) 減価償却を終えても、その資産が事業の用に供することができる限りは償却資産の申告対象となります。なお、評価額の最低限度は、国税の場合は備忘価額（1円）ですが、固定資産税の場合は取得価額の5%です。

### エ) 償却資産と家屋の区分について

#### ●償却資産の申告対象となるもの

- ①外装・内装・造作等や建物附属設備等のうち、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するために施工したもの
- ②構造的に簡単に取り外しのできるもの（例：ボルト等で簡易に取り付けた可動間仕切り）
- ③家屋から独立した機械、装置としての性格の強いもの（例：受変電設備、中央監視装置など）
- ④家屋自体の効用を高めるものではない、特定の生産業務の用に供されるもの（例：工場内の製造機械を動かすための動力配線設備、浴場業用の浴場ボイラー、クリーニング業における洗濯設備、ネットワークLAN配線設備など）

#### ●償却資産の申告対象とならないもの

- ①家屋の所有者が施工した建物附属設備で、通常家屋と一体となって家屋の効用を高めるもの。

### オ) 取得価額について

#### ①消費税の取り扱い

償却資産の取得価額とは、『償却資産の取得時において通常支出すべき金額で、据付費等の附帯費を含めたもの』とされています。この時、消費税の取り扱いについては、税務会計上で税込経理方式を採用している場合は消費税を含む額を、税抜経理方式採用している場合は消費税を含まない額を取得価額としてください。

#### ②圧縮記帳等の取り扱い

税務会計上で認められている圧縮記帳をしている資産や下取りを伴う買換資産については、本来の価額（国庫補助金等や下取り金額を差引する前の金額）で申告してください。

#### ③事業用、非事業用のどちらにも使用している資産の取り扱い

事業用・非事業用（家庭用）のどちらにも使用している資産を所有している場合、その取得価額は税務会計上の減価償却の様に事業用・非事業用にあん分せず、全体の金額を申告してください。

#### ④居抜きや無償で資産を取得した場合

店舗設備を居抜きで購入した場合や資産を無償で譲り受けた場合で、取得価額が不明なものについては見積価額等で申告してください。

### III 課税標準の特例と非課税

#### 1. 課税標準の特例が適用される償却資産

特定の設備に対しては、地方税法上課税標準の特例の規定があり、税負担の軽減等が図られています。該当する資産を所有されている方は、種類別明細書にその名称等を記載するとともに、摘要欄に「特例資産」と記載し、該当資産の確認ができる書類等を添付してください。

主な特例該当資産は下記のとおりです。

資産名	適用条項	概要	添付書類
先端設備等導入計画に基づき取得した機械・装置等	地方税法 附則第15条 第44項	令和5年4月1日～令和7年3月31日に取得 → 最初の3年度分 課税標準を価格の2分の1  ※償上げ表明ありの場合 令和5年4月1日～令和6年3月31日に取得 → 最初の5年度分 価格の3分の1 令和6年4月1日～令和7年3月31日に取得 → 最初の4年度分 価格の3分の1	計画の申請書及び認定書の写し、工業会等による生産性向上要件証明書の写し、先端設備等に係る誓約書の写し ※リース会社の場合は併せて固定資産税軽減計画書及びリース契約書の写し ※従業員への償上げ方針を表明した場合は併せて償上げ方針を表明したことを証する書面
	地方税法 附則第15条 第43項	令和7年4月1日～令和9年3月31日に取得 償上げ目標 1.5パーセント以上 → 最初の3年度分 価格の2分の1 償上げ目標 3パーセント以上 → 最初の5年度分 価格の4分の1	計画の申請書及び認定書の写し、工業会等による生産性向上要件証明書の写し、先端設備等に係る誓約書の写し ※リース会社の場合は併せて固定資産税軽減計画書及びリース契約書の写し

※ここに記載されていない資産または特例の内容で不明なものについてはお問い合わせください。

#### 2. 非課税となる償却資産

地方税法第348条及び同法附則第14条の規定に該当する償却資産は、固定資産税が非課税となります。該当する償却資産をお持ちの方は、土別市税条例第63条から第66条の2の規定により、「固定資産非課税適用申告書」及び該当資産の確認ができる書類等を提出してください。

なお、詳細については、税務課資産税係までお問い合わせください。

## IV 債却資産申告書等の記入例

### 1. 債却資産申告書（償却資産課税台帳）第26号様式

下記の例を参考に、各項目の内容を記入してください。印字された内容に変更がある場合は黒線で抹消し、正しい内容を記入してください。

個人番号・法人番号、事業種目、事業開始年月を記入してください。

住所・氏名・電話番号・屋号（ある場合）を記入してください。

受付印		合和 年 月 日		償却資産申告書(償却資産課税台帳)		会和 年度	
所		有		資産の種類		資産の種類	
1. 〔個人番号・電話番号・屋号等の住所〕		2. 〔法人番号・会社の住所〕		3. 氏名〔法人の代表者の名前〕		4. 公寓の生年月日〔又は設立年月日〕	
前年中に取得したもの		前年中に取得したもの		前年中に取得したもの		前年中に取得したもの	
1 樹木		2 機械及び装置		3 船		4 航空機	
5 車両及び器具		6 工具及び備品		7 合計		8 船	
9 税理士等の氏名		10 電話番号		11 借用資産		12 非課税該当資産	
13 税理士等の氏名		14 電話番号		15 税務会計上の償却方法		16 青色申告	
17 市(区)町村内における事業所等資産の所在地		18 貸主の名称等		19 資産に備減なし		20 資産に備減なし	
21 輸出・輸入・譲受・その他の( ) (令和 年 月 日)		22 備考(添付書類等)		23		24	
25		26		27		28	
29		30		31		32	
33		34		35		36	
37		38		39		40	
41		42		43		44	
45		46		47		48	
49		50		51		52	
53		54		55		56	
57		58		59		60	
61		62		63		64	
65		66		67		68	
69		70		71		72	
73		74		75		76	
77		78		79		80	
81		82		83		84	
85		86		87		88	
89		90		91		92	
93		94		95		96	
97		98		99		100	
101		102		103		104	
105		106		107		108	
109		110		111		112	
113		114		115		116	
117		118		119		120	
121		122		123		124	
125		126		127		128	
129		130		131		132	
133		134		135		136	
137		138		139		140	
141		142		143		144	
145		146		147		148	
149		150		151		152	
153		154		155		156	
157		158		159		160	
161		162		163		164	
165		166		167		168	
169		170		171		172	
173		174		175		176	
177		178		179		180	
181		182		183		184	
185		186		187		188	
189		190		191		192	
193		194		195		196	
197		198		199		200	
201		202		203		204	
205		206		207		208	
209		210		211		212	
213		214		215		216	
217		218		219		220	
221		222		223		224	
225		226		227		228	
229		230		231		232	
233		234		235		236	
237		238		239		240	
241		242		243		244	
245		246		247		248	
249		250		251		252	
253		254		255		256	
257		258		259		260	
261		262		263		264	
265		266		267		268	
269		270		271		272	
273		274		275		276	
277		278		279		280	
281		282		283		284	
285		286		287		288	
289		290		291		292	
293		294		295		296	
297		298		299		300	
301		302		303		304	
305		306		307		308	
309		310		311		312	
313		314		315		316	
317		318		319		320	
321		322		323		324	
325		326		327		328	
329		330		331		332	
333		334		335		336	
337		338		339		340	
341		342		343		344	
345		346		347		348	
349		350		351		352	
353		354		355		356	
357		358		359		360	
361		362		363		364	
365		366		367		368	
369		370		371		372	
373		374		375		376	
377		378		379		380	
381		382		383		384	
385		386		387		388	
389		390		391		392	
393		394		395		396	
397		398		399		400	
401		402		403		404	
405		406		407		408	
409		410		411		412	
413		414		415		416	
417		418		419		420	
421		422		423		424	
425		426		427		428	
429		430		431		432	
433		434		435		436	
437		438		439		440	
441		442		443		444	
445		446		447		448	
449		450		451		452	
453		454		455		456	
457		458		459		460	
461		462		463		464	
465		466		467		468	
469		470		471		472	
473		474		475		476	
477		478		479		480	
481		482		483		484	
485		486		487		488	
489		490		491		492	
493		494		495		496	
497		498		499		500	
501		502		503		504	
505		506		507		508	
509		510		511		512	
513		514		515		516	
517		518		519		520	
521		522		523		524	
525		526		527		528	
529		530		531		532	
533		534		535		536	
537		538		539		540	
541		542		543		544	
545		546		547		548	
549		550		551		552	
553		554		555		556	
557		558		559		560	
561		562		563		564	
565		566		567		568	
569		570		571		572	
573		574		575		576	
577		578		579		580	
581		582		583		584	
585		586		587		588	
589		590		591		592	
593		594		595		596	
597		598		599		600	
601		602		603		604	
605		606		607		608	
609		610		611		612	
613		614		615		616	
617		618		619		620	
621		622		623		624	
625		626		627		628	
629		630		631		632	
633		634		635		636	
637		638		639		640	
641		642		643		644	
645		646		647		648	
649		650		651		652	
653		654		655		656	
657		658		659		660	
661		662		663		664	
665		666		667		668	
669		670		671		672	
673		674		675		676	
677		678		679		680	
681		682		683		684	
685		686		687		688	
689		690		691		692	
693		694		695		696	
697		698		699		700	
701		702		703		704	
705		706		707		708	
709		710		711		712	
713		714		715		716	
717		718		719		720	
721		722		723		724	
725		726		727		728	
729		730		731		732	
733		734		735		736	
737		738		739		740	
741		742		743		744	
745		746		747		748	
749		750		751		752	
753		754		755		756	
757		758		759		760	
761		762		763		764	
765		766		767		768	
769		770		771		772	
773		774		775		776	
777		778		779		780	
781		782		783		784	
785		786		787		788	
789		790		791		792	
793		794		795		796	
797		798		799		800	
801		802		803		804	
805		806		807		808	
809		810		811		812	
813		814		815		816	
817		818		819		820	
821		822		823		824	
825		826		827		828	
829		830		831		832	
833		834		835		836	
837		838		839		840	
841		842		843		844	
845		846		847		848	
849		850		851		852	
853		854		855		856	
857		85					

## 2. 種類別明細書 第26号様式別表第1

種類別明細書には昨年度の申告内容を印字しています。

令和7年1月2日から令和8年1月1日までに取得した資産（増加資産）、売却または除却、移動した資産（減少資産）について、例及び明細書下段の注意事項を参考に記入してください。

資産の名称等 資産の名称・規格・型式・能力寸法をできるだけ詳しく記入してください。 軽自動車に該当する場合は、ナンバーも記入してください。

N99年度 種類			
所 有 者 名	校のうち	校 日	資産 の 名 称 等
行 動 資 産 番 号 (112)	資 産 の 種 類 分 類 (112)	物 件 番 号	

その他の事項は注意1～6を参照してください。

注意 1 『医療機器の区分』は、1 個単位、2 個以上、3 個以上、4 個以上、5 個以上及び複数の 工具、器具及び備品 のいずれかの数字で記載ください。

注意 2 『医療機器の区分』は、1 個単位、2 個以上、3 個以上、4 個以上、5 個以上及び複数の 工具、器具及び備品 のいずれかの数字で記載ください。

注意 3 『医療機器の区分』は、3 日以内(1 年以内)に複数回にわたって記載ください。

注意 4 『医療機器の区分』は、1 年以内に複数回にわたって記載ください。

## 申告・納税には便利な eLTAX をご利用ください。

eLTAX は、自宅やオフィスから簡単に地方税の申告や納税を行うことができるシステムです。業務の効率化のため、利用する事業者は毎年増えています。



### ■ どうすれば始められるの？

- ① eLTAX ホームページから利用届出
- ② 対応ソフトウェア (PCdesk) を無料で取得 → 利用開始

### ■ 償却資産申告書の作成支援機能があります！

- ◇ 所有する資産を一覧で管理できる
- ◇ 申告時に必要な情報を抽出し複数の団体へ一括申告できる
- ◇ 増加・減少資産のみで申告可能

### ■ オフィスや自宅でらくらく納税！共通納税システム

- ◇ すべての市町村へ一括で納税可能
- ◇ ダイレクト納付ができる  
※事前に登録した金融機関口座を指定し、直接納付する方法
- ◇ 手数料0円

償却資産の申告のほかにも、給与支払報告書の提出や電子決済などの便利な機能があります。

詳しい情報は、eLTAX ホームページをご覧ください。

→ <https://www.eltax.lta.go.jp>

〒095-8686

北海道士別市東6条4丁目1番地

士別市役所市民部

税務課資産税係 行  
(償却資産申告書在中)



このラベルを切り取って、申告書送付の際、封筒に貼付し、ご利用ください。